

福祉電話設置事業

うるま市では、ひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉電話を設置することで、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るサービスを提供しています。

1. 利用条件 住民税非課税世帯の内、下のいずれかに該当する方が対象になります。

- (1) 65歳以上の1人暮らしの高齢者の方
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (3) 虚弱であると認められる者と居住する高齢者
- (4) コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話の必要性が認められる
外出困難な在宅の重度身体障害者であること

2. サービスの内容

○自宅へ福祉電話を設置いたします。

3. サービス利用の流れ

①申し込み サービスの利用を希望される場合には、うるま市役所 介護長寿課までお越しください。福祉電話設置事業の申請手続きを行います。

【提出していただく書類】

①申請書

②福祉電話設置契約書（※申請時に原本2部提出）

※その他書類作成のために聞き取りが必要です。ご協力をお願いします。



②利用審査

提出書類に必要事項を記入していただき、市役所がその内容を審査して利用（もしくは却下）を決定します。



③利用決定

利用決定後、利用者へ通知いたします。その後、利用者と委託先の間で日程調整を行い、設置を行います。

4. 注意事項

○福祉電話の設置費、撤去費はうるま市が負担いたしますが、通話利用分は利用者の負担となります。

○支給要件を満たさなくなった場合や申請時の内容に変更があった場合には、変更届又は喪失届を提出していただく必要があります。

○電話機のレンタルをしている場合には、廃止する際に返却する必要がありますのでご注意ください。

～お問い合わせ先～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208